

# 防火管理高度専門講習・ 上級講習を考える

牧野恒一

## はじめに

防火管理制度の改正に当たって最も議論されたのは、「防火管理者とは何か」あるいは「防火管理者に何をどこまで期待するのか」という点であつたはずである。

防火管理制度にかかる政省令が改正・施行されてから1年6カ月が経ち、全国の消防機関でも新しい規定に基づく制度運用

が定着してきたことと思うが、この時点で、いわゆる高度専門講習・上級講習の意義と新しい防火管理制度における位置付けを改めて考えてみたい。

1 防火管理とは何か

【防火管理体制研究委員会】の報告書によれば、この時の議論には、大きく分けて2つの流れがあつた。

その一方の極は「防火管理者＝スペシャリスト論」であり、防火管理者に、防火対象物における火災被害を最小限に抑えるための方法論と技能（建築防火理論、消防設備に関する知識、火災対応行動技能等）を熟知している「防火に関する高度な専門家」たることを期待するものである。

あり、防火管理者には防火に関する一定程度の知識と技能があればよく、むしろ「防火管理者に必要なのは組織内での管理監督的な立場とマネージメントの能力である」とする説である。この場合、防火管理者が、自分の防火対象物に要求される防火管理業務の内容が高度でスペシャリストが必要であると判断するなら、そのようなスペシャリストを自らの配下に置けばよい、とするのである。(言い換えれば、防火管理者に必要な防火に関する知識はそのような判断が出来る程度の知識である、としていると言つてもよいかもしれない。)

現行の消防法では、法律レベルでは「防火管理者」＝スペシャリスト論の色彩が強いが(法第8条)、政令レベルになると、「防火管理者」＝ジェネラリスト論の色彩が強くなり(令第3条)、講習時間その他に表われている防火管理者に要求している水準もその程度である、と言つてよいだろう。

## 2 高度な防火管理の必要性

一方、大都市を中心として、超高層ビル、巨大な複合ビル、地下空間等、従来あまりなかつた建築空間が多数出現し、内部の設備・配管等も複雑化する一方防災設備等も高度化し、火災対応も複雑化して来つた。このような認識がある。

このようないい立つた時、防火管理者に要求する水準は、果たして現行のままで良いのだろうか、というのが、防火管理

制度の見直しの際の基本的な問題意識のひとつだったはずである。

もし「防火管理者」＝スペシャリスト論に立つのなら、「超高层ビルに代表される高度な防火管理が必要とされる防火対象物には、それだけの防火管理業務を遂行し得る能力を持つた防火管理者が必要である」とすべきであり、当該防火管理者に要求される水準は、たとえば1週間～1ヶ月間の講習とか、厳しい資格試験とかであるべきである。そしてそのような高度な専門家としての資格を作れば、防火管理者の社会的なステータスも会社等の組織内のステータスも上がり、ひいては良好な防火管理がなされる」とつながる、という意見もあつたのである。

## 3 改正された防火管理制度における 「高度な防火管理」の位置付け

しかし、「防火管理体制研究委員会」の結論は、結局そうならなかつた。

現行の政省令と同様に、「防火管理者」＝ジェネラリスト論に立ち、甲種防火管理者については1日の講習でよいとしたのである。そして、甲種防火管理者に対しても(自らスペシャリストとして活動しない)管理監督的な立場の人に必要な知識を得られるような講習内容にすべきだし、乙種防火管理者に対しても(スペシャリストというよりも)自ら火災の際に率先して活

動する現場対応者としての知識技能の授受に重点をおいた講習内容にすべきだとしたのである。

防火管理に関するスペシャリストについては、その種の資格者の必要性が今後ますます強くなると指摘しつつも、法令レベルに取り込むことはせず、各消防機関の自主性に委ねることとされた。それが「高度専門講習」の考え方である。

委員会の結論がこのようになった理由は大きく分けて2つある。

1つは、「高度な防火管理が要求される防火対象物」が大都市に偏在しているという事実である。大部分の消防機関にとって、今のところ、超高層ビルや巨大な複合ビルは無関係なのである。

もう1つは、大部分の市町村における防火管理制度の運用の実態である。かなりの数の市町村にとつては、年1回の防火管理制度講習会を実施することすら大仕事であるようであり、一度も防火管理制度講習会を実施せず、近隣の中核都市で実施される講習会に依存している例も少なからずがあるのである。

これらの実態を踏まえれば、法令レベルで防火管理者のレベルを何段階にも分け、そのそれに対応して適切な講習を実施し、資格を与える、防火対象物に配置させ、さらにこれをチェックすることなどは不可能であり、必要なならば、「高度な防火管理制度が要求される防火対象物」が多数ある大都市において独自に実施すれば足りるのではないか、と考えられたのである。

#### 4 いま、「高度専門講習」を制度化する場合に考慮すべきこと

このような経過を踏まえると、現時点で「高度専門講習」の制度化についてアクションを起こすべき順番は、市町村(特に、「高度な防火管理制度が要求される防火対象物」の多い大都市)の側に移っていることがおわかり頂けるだろう。

ただし、「防火管理制度研究委員会」での検討から5年が経過している今日、報告書で提言されていたように「講習」だけを選択肢とすべきかどうかについては、一考の余地がある。

その後の状況変化を列記してみよう。

##### ①防災システムのインテリジェント化の進展（消防庁による積極的な推進）

###### ②防災センターの役割の増大

- ③防災センターでのオペレーション業務の高度化、複雑化
- ④東京湾13号埋め立て地、MM21等の大規模開発計画の進展
- ⑤ブロック単位の防災体制、地域防災センター等の出現の可能性
- ⑥防災管理制度業務の委託傾向の一層の増大
- ⑦防災管理制度業務の受託者の質の確保対策の必要性と教育担当者講習会の実施
- ⑧派遣業法の成立と防火管理制度における位置付け（昭和61年8月8日付け消防庁予防救急課長等通知）

#### ④即時通報・直接通報の制度化

↓

夜間の防火管理体制における消防機関の役割の増大

↓

防火管理業務受託者に対する関与の必要性と登録制度

この状況の変化を考えると、大都市の消防機関は、「高度専門講習」の制度化を検討する場合に、管内の状況によつて

は、東京で行われている「消防警備業務技能認定試験制度」、横浜市で行われている「監視業務講習」、神戸市で行われている「消

防警備業務技能認定資格講習」等、主として防災センターのオ

ペレーターや警備業者、ビルメンテナンス業者等の派遣職員の

質の確保を考慮した資格試験制度や、講習制度の仕組みや実態

をよく検討してみる必要があるだろう。

またその場合には、昭和59年の警備業法の改正を契機に行われるようになつたが現在やや低迷気味の「教育担当者講習制度」との関係を整理し、より効果的に関連を持たせるようにした方が良いだろう。

これらの制度と、即時通報における登録制度とが密接に関連付けられなければならないことも当然であろう。

一言で言えば、「高度専門講習」の制度化の際には、「防災センター」と「防火管理業務の委託」というキーワードを忘れないようにしなければならない、ということである。

### 5 上級講習について

防火管理者の上級講習については、「防火管理者の質の向上」という観点から、実施することが望ましいとされているもので

ある。

全国の消防機関の実態を見ると、今のところ上級講習の実施方法については大きく分けて3種類あるようである。

1つは大都市を中心として行われているもので、既に防火管理者の資格を有し、ある程度の経験を積んでいる者を対象として、当初の「防火管理者講習」とは別に行われるいわゆる「再講習」である。

2つ目は、特異な火災が発生した後などに関連する防火対象物を限つて行うなど、臨時に実施されるものであり、日本防火協会が行う講習などもこれに属すると考えて良い。

3つ目は、既に防火管理者の資格を有する者に再び「防火管理者講習」の受講を勧めるものである。

いずれも、その受講については「お勧めする」という程度で、制度化し義務化するまでには至つていらないようであり、3年ないし5年ごとに受講するよう指導するという点についても、ようやくこれから、というのが大半であるようである。

さきに述べたような全国の防火管理制度の運用の実態を考えると、この程度が精一杯かもしれないが、今後、業界団体等と、アップしながら管内の実態に応じて防火対象物の種別毎に上級講習を実施する方法などは、もっと積極的に行われてよいだろう。

ただしこの場合には、消防機関の側に、防火対象物の種類に応じたきめの細かい防火管理指導が行えるような実力が必要であることには留意しておかなければならぬだろう。